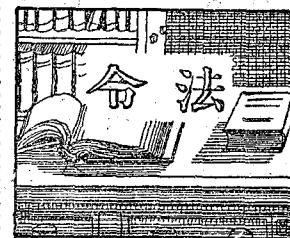


△道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟く

も道路行政に當る人々の  
知らざるべからざること

は凡て本欄に於て紹介す



△道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

新潟縣知事  
(昭和五年六月十六日  
土第五七九二號)

標記ノ件大正十一年六月御開催ノ地方土木主任官會議ノ際軌道

建設規程案トシテ御指示相成候圖表ニ依レハ複線軌道ノ場合ニ

於ケル兩車輛ノ外端間ノ距離ヲ十八尺トシテ御指示ノ處今般管

下軌道特許會社ヨリ別紙ノ通り十五呎六吋トナシ度旨申出有之

現在ノ道路幅員ニテハ以上擴張スル事困難ノ實狀ニ有之候ニ

就チハ此儘申請セシムルモ御認可相成ル見込有之候哉御省ニ御

内規又ハ前例等モ可有之カト存シ照會候儀ニ付御含ノ上何分ノ

御回示相煩度此段及照會候也

## 照 會

### 軌道ノ建設ニ關スル件

(昭和五年七月十八日付鐵第一號  
新潟縣知事宛土木局長回答)

## 質 疑 應 答

六月十六日附土第五七九二號ヲ以テ標記ノ件御照會ノ處

車輛外端間隔ハ現在ニ在リテハ軌道建設規程第十條ニ依リ  
車輛幅員ノ和ニ二呎四吋(最小限度車輛間隔)ヲ加ヘタル  
モノ以上ヲ有スレハ可ナル義ニ有之從テ内規等ハ無之候條  
御了知相成度

問 道路請負工事進捗せる故道路管理者は道路工事執行令

第二十四條の規定に基き、假拂を爲すに當り請負人が準備したる材料をも出來高に加算して支拂を爲せしに、右  
材料は第三者たる製作者より請負人が購入せしものにし

て請負人が右代金支拂期日に債務を履行せざりし故製作  
者は叙上物品の取戻しを爲さんとせり。道路管理者は引  
渡しを拒絶し得るや（某縣路政會）。

答 引渡しは拒絶し得ず

（理由） 本問は道路工事執行令の解釋問題ではない。道路工事  
執行令の規定より解すれば、本問前段は明かに違法である。即ち  
同令第二十四條の假拂を爲すに當り、検査済の材料をも出來高に  
加算するが如きは、同條の解釋を全然誤解してゐる。成程同令第  
二十七條には「本令ハ工事ニ要スル物件ノ購入、借入又ハ労力供給  
ノ場合ニ之ヲ準用ス」とあるけれども、第二十七條は主として直營  
工事の場合又は道路管理者が請負人に支給する爲材料を購入する  
場合（例へば橋梁工事の際「セメント」は道路管理者に於て請負  
人に支給する契約なるとき、其の「セメント」を購入する場合）等  
に適用を見る規定で、本件の如く検査済の材料をも出來高に加算  
することを許したものでない。従つて斯の如きことが事實なら將  
來取扱上注意を要する。

抑て質問の本旨たる斯の如き場合に、道路管理者が現品の引渡し  
を拒絶し得るや否やは民法上の問題である。請負人が期日に代金の

支拂を爲さなかつた際には、債務の本旨に従ひたる履行を爲さ  
なかつたものとして、第三者たる製作者は（一）民法第四百十五條に  
依り請負人に對し損害賠償の請求を爲すか、又は（二）同法第五百  
四十一條に依り期間を定めて其の履行を催告し、而も尙其の期間  
内に履行なきときは契約の解除を爲し得る。契約が解除された場  
合には請負人は製作者に對し其の物品を返還すべき義務を負ふ（同  
法第五百四十五條）こととなる。本問の場合此の（一）で解決すれば  
問題は起らないが、製作者が請負人と之の契約を解除した場合には  
製作者と道路管理者との法律關係を考究せなければならぬ。民  
法第五百四十五條第一項但書には「第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ  
得ス」と規定してあるから、現物を取戻すことは第三者たる道路管  
理者の権利を害するやうに思はれる。然し請負の本質は仕事を完  
成することである（民法第六百三十二條）と同時に、請負人は其の  
完成したものを註文者に引渡す義務を負つてゐる（民法第六百三  
十三條）。従つて引渡しを受ける前には註文者たる道路管理者はた  
とへ假拂高の算出基礎たる出來高に準備材料を加算したからとて、  
其の材料の所有権が製作者に復歸したる以上道路管理者は製作者

の現品の引渡請求を拒絶し得ない。

（西澤哲四郎）

問 府縣道の附屬物たりし橋梁が改築の爲不用に歸したるに地元町村道管理者に於て町村道附屬の橋梁架設の用に充つる爲其の橋梁を構成したる物件（古材料）の無償交付を受け度き旨申出ありたり。府縣道管理者は町村道管理者に無償交付して支障無之哉。（山形一愛讀者）

答 交付することを得ず。

（理由）大正八年勅令第四七四號に依れば、不用に歸したる道路及其の附屬物を道路管理者が處分し得る方法は三つある。即ち同勅令第三條乃至第五條の規定する所である。第三條及第四條は各々特別の場合に關する規定であり、實際は第五條に依る處分が最も多いと信ずる。本問の場合、橋梁改築の爲府縣道が變更されたとき、從來の府縣道の路線に付新に地元町村長が町村道の路線を認定した際、又は從來認定してあつた町村道が變更された府縣道を重用し始めた際には、本勅令第三條に依り府縣道管理者は該橋梁を其の儘町村道管理者に引渡す權能があると同時に引渡す義務がある。然し地元町村道管理者に於て從來の府縣道の路線を新に町村道に認定することもなく、又町村道に重用してゐることもなく、唯其の橋

材を材料として町村道の附屬物たる橋梁を架設せんとするときには、府縣道管理者はたとへ有償であつても交付し得ない。何者斯の如き處分方法は法令が認めて居ないからである。然し便宜の方法として府縣道管理者は同勅令第五條に依り、其の橋梁を從來費用を負擔したる公共團體たる府縣に交付し、府縣が更に地元町村に無償下付したる上、町村が町村道の橋梁架設材料に供すると言ふ方法が考へられる。（西澤哲四郎）